

広報 いわくら

ふ れ あ い ハ ー モ ニ



3.15
2009.No.912



特集
岩倉桜まつり

【2009岩倉の風景●地域の輪を大切に～児童館母親クラブ 地域交流会～】

2月14日、第一児童館で地域の皆さんと触れ合うことを目的に、児童館と母親クラブの合同行事「地域交流会」が開催され、百人

一首やお茶会や、作品展示などが行われました。

ホールでは、百人一首や昔の遊びを楽しみ、和やかに交流しました。



▲2月14日、みどりの家で
Pianoあらかるとが行われ
ました。

特 集 岩倉桜まつり

3

組織・機構改革
4月から「係制」から「グルー
プ制」に変わります 8

Departamento de Informações
ポルトガル語情報コーナー 17

市政の窓 10

4月の保健センター案内 18

アダプトプログラム（公園・道路等
の里親制度）にご参加を！ …10
就学援助制度 …10
固定資産（土地・家屋）の価格等の
縦覧 …10
平成21年度タクシー料金助成券 …11
70歳から74歳の被保険者の一部負
担金の負担割合引き上げを凍結し
ます …11
固定資産税・都市計画税平成21年
は評価替えの年です …12
まちづくり交付金事業事後評価結
果を公表します …13
危険物の混入で火災が発生しまし
た …13

2nd Life 20

フォトニュース 21

五条川小学校2分の1成人式、自動体
外式除細動器（AED）講習会、第11
回岩倉市音楽連盟わくわくコンサート

暮らしのガイド 14

催し …14
ロビーコンサート

募集 …14
平成21年度みどりの家クラブ員
子育て家庭優待事業の協賛店舗・施設

講座・教室 …15
トレーニング指導・講習会

相談・その他 …15

外国人無料健康相談会
国民健康保険の異動の届け出をお忘
れなく
道路に植木鉢やプランターなどを置
かないでください
自転車盗難などの被害が多発してい
ます
入札結果 ほか

小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章
（平成3年12月1日制定）

悠久の時を刻みながら流れる五条川 多くの文化遺産
私たちは この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 （家族仲間の和を願って）

育てよう 心 からだ みんなの健康 （市民一人一人の幸せを願って）

高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし （生活の質の向上を願って）

守ろう 自然 環境 みんなの地球 （かけがえのない地球の存続を願って）

つくろう 人 まち みんなの未来 （豊かな社会の実現を願って）

岩倉市は
・交通安全都市宣言（昭和37年1月27日）
・環境保全都市宣言（昭和46年11月15日）
・核兵器廃絶平和都市宣言（平成7年12月20日）
・安全・安心なまち宣言（平成16年12月6日）
のまちです

特集

岩倉桜まつり

4月1日(水)～10日(金)



桜まつりセレモニー

●とき 4月4日(土)午前10時30分～

●ところ お祭り広場

●問合先 商工農政課商工観光係(☎38・5812)、岩倉市商工会(☎66・3400)、まつり大会本部(☎66・2711)まで。

※まつり大会本部はお祭り広場内に設置します(4月1日～10日まで、月～金曜日は午前10時～午後9時、土・日曜日は午前9時～午後9時)。

苗木の無料配布

緑豊かなまちづくりを進めるためセレモニー終了後、苗木を無料で配布します。

●樹種・本数 ムラサキシキブ300本(先着順)

●問合先 都市計画課(☎38・5814)まで。



夜桜のライトアップ

日本のさくら名所百選に選ばれた五条川の桜を夜も楽しんでいただくため、桜まつりの期間中、昭和橋(東町)から彦太橋(下本町)の区間で桜まつりの期間中夜桜のライトアップを行います。

※桜の開花状況により、ライトアップの日程を変更する場合があります。

※今年も引き続き、^{さじき}栈敷の設置はご遠慮くださいますようお願いいたします。



主要行事の集中する4月4日(土)・5日(日)は、堤防周辺道路を午前9時30分～午後4時30分まで交通規制します。

お出かけは、できる限り徒歩をお願いします。

老人憩の家 桜まつり交流会

世代間の交流を図るため、老人憩の家(東町)を市民の皆さんに開放します。皆さん気軽にお立ち寄りください。

●とき 4月5日(日) 午前10時～午後4時

●ところ 老人憩の家

●問合せ 生きがい課ふれあい係(☎38-5811)まで。

の だて 野点茶席 (有料)

岩倉市茶華道連盟の協力をいただき、野点茶席を開きます。

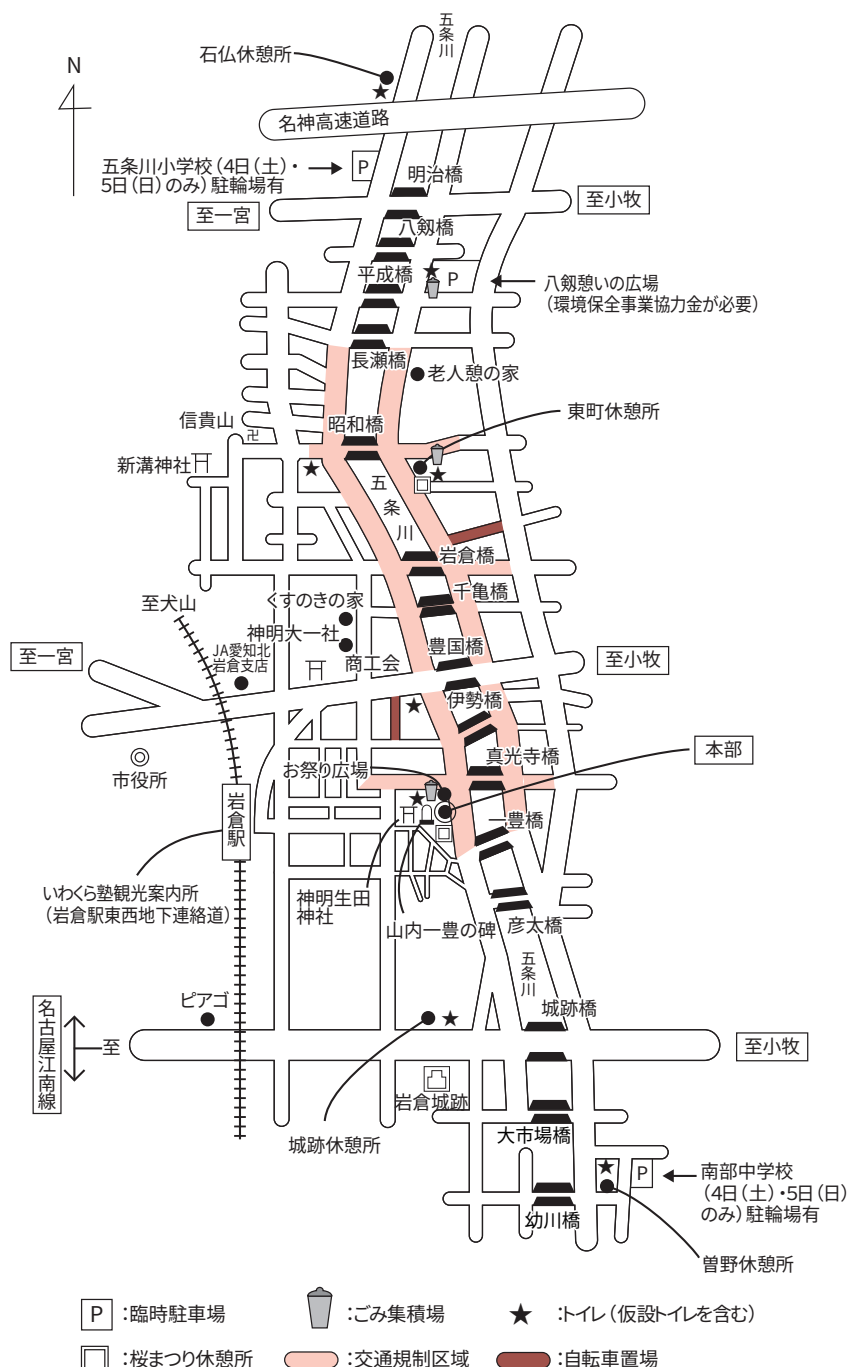
桜を見て、一服のお茶をお楽しみください。

●とき 4月4日(土)・5日(日) 午前11時～午後4時

●ところ 第三児童館児童クラブ室

●問合せ 4日(土) 社本社中(☎37-1686)、5日(日) 小笠原社中(☎66-3010)まで。

岩倉桜まつり会場案内図



「描こう!私たちの誇り — 岩倉さくら写生大会」

●とき 4月4日(土) 午前10時～午後4時(受付午前10時～午後1時)雨天の場合は5日(日)に順延になります。午後4時までに提出された人には参加賞があります。

●受付場所 お祭り広場

●参加対象者 市内在住の小学生(無料・先着200人)

●写生方法 四つ切り画用紙を1人1枚お渡しします。絵の具、色鉛筆、クレヨンなど規定はありません。画板や筆記具などは各自で持参してください。

●主催・問合せ 岩倉青年会議所事務局(☎66-3400)まで。



岩倉街道山車巡行

大上市場、中本町、下本町の三地区が保有する市指定文化財である豪華な山車巡行を行います。中本町のくすのきの家駐車場に3台の山車が集合し、笛・鼓・太鼓によるおはやしに合わせた「からくり人形」の実演を行います。

また、豪華な山車をより多くの皆さんに観覧していただけるよう、山車曳きを五条川河畔まで行い「からくり人形」の実演もあわせて行います。

●とき 4月4日(土) (雨天の場合は5日(日)に順延)

セレモニー…午前11時～

からくり実演…午前11時15分～

●ところ くすのきの家駐車場(中本町)

五条川河畔からくり実演

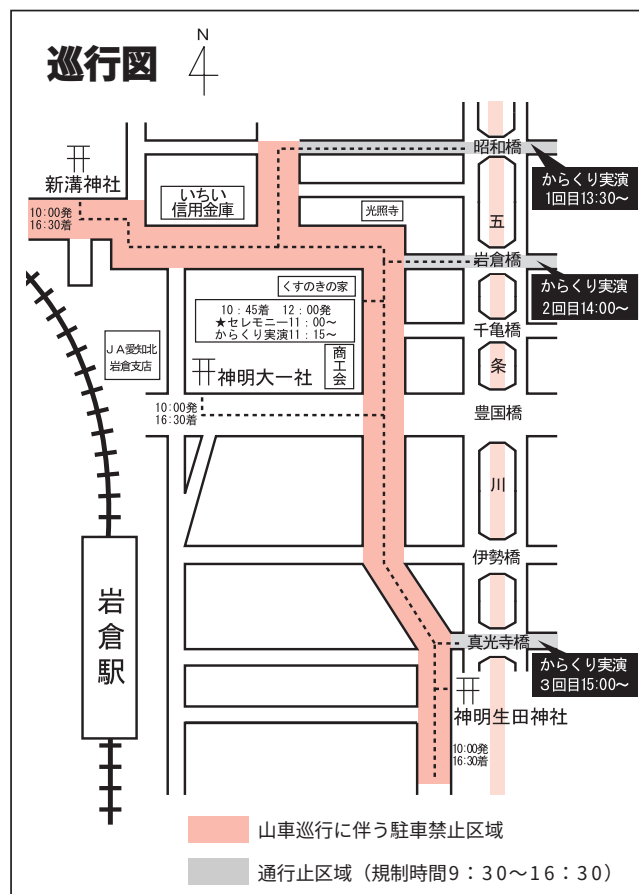
●とき・ところ

★1回目 大上市場(昭和橋) 午後1時30分～1時45分

★2回目 中本町(岩倉橋) 午後2時～2時15分

★3回目 下本町(真光寺橋) 午後3時～3時15分

※上記の時間以外においても随時からくり実演を行います。



山車展示

●とき・ところ 4月5日(日) 午前10時～午後5時 大上市場山車格納庫(新溝神社内)
中本町山車格納庫(神明大一社内)
下本町山車格納庫(神明生田神社内)

●問合先 生涯学習課生涯学習係(☎38-5819)まで。



のんぼり洗い体験

- 定員** 両日とも9人（先着順）
- 申込期限** 3月24日（火）までにお申し込みください。※土・日曜日、祝日は除く。
- その他** 小学生以下はご遠慮ください。
- 申込・問合先** 岩倉市商工会（中本町西出口31-1 ☎66-3400）まで。

岩倉市には400年の伝統を誇るのぼり屋があります。五条川で行われるこいのぼりの糊落としては、「のんぼり洗い」と呼ばれ、春の訪れを告げる風物詩として有名です。伝統的な手法を今に伝える「のんぼり洗い」の実演を行います。

また、「のんぼり洗い」を体験していただくため、参加者を募集します。

のんぼり洗い実演

- とき** 4月4日（土）・5日（日）午前10時30分、午後零時30分、午後2時30分（天候等により中止になることがあります）
- ところ** 豊国橋北

いわくら塾が「案内所の開設」「観光ボランティアガイド」を行います

いわくら塾は、積極的に岩倉市のPRを図るために、岩倉桜まつりに協賛して、案内所を開設し、観光ボランティアガイドによる案内を行います。

案内所の開設

- とき** 3月28日（土）～4月6日（月）午前10時～午後3時
- ところ** 岩倉駅東西地下連絡道



観光ボランティアガイド

- とき** 案内所開設中の午前11時からと午後2時からの2回
- 内容** 観光ボランティアガイドによる各所案内（定員は各回とも20人）
- ガイドコース** 山内一豊誕生地→岩倉城跡→五条川と桜→のんぼり洗い→くすのきの家（1時間程度）
- 参加費** 無料
- 申込方法** 案内所で直接受け付けます。
- 主催** いわくら塾
- 問合先** 福富（☎37-2532）、または丹羽（☎66-3335）まで。

物産市・飲食コーナー

●お祭り広場

福井県大野市、岐阜県美濃市と下呂市金山町、馬瀬の物産市を行います。さらに、稲沢市の植木、名古屋コーチン、商工会の飲食コーナーなど、お祭り広場いっぱいにてん트가張られ楽しい催しが行われます。

★福井県大野市物産市…まいたけ、いwana焼、アイスクリームなど

★美濃市（中濃森林組合）物産市…いもち、きゃらぶき、山菜など

★下呂市金山町物産市…飛騨牛の串焼き、ひじり茸、朴葉ずし、五平餅など

★下呂市馬瀬（南飛騨馬瀬川観光協会）物産市…飛騨牛の串焼き、飛騨牛のコロッケ、朴葉ずしなど

★稲沢市植木市…苗木、花など

●東町休憩所

東町休憩所では、みのりの里による障害者作品コーナーや岩倉市体育協会による飲食コーナーなどが行われます。

●とき 4月4日（土）・5日（日）午前10時～午後4時



桜まつり期間中は 分別収集と古紙と古着の日の実施場所等が 変更されます

桜まつり期間中の4月7日（火）の八剣町の分別収集場所が、県営住宅跡地から八剣憩いの広場に変更し、当日の朝のみ実施します

4月7日（火）の八剣町の分別収集場所のうち、県営住宅跡地は桜まつりで使用されるため使えません。つきましては県営住宅跡地から八剣憩いの広場に変更するとともに、当日の朝のみの実施としますので協力いただきますようお願いいたします。

桜まつり期間中の4月3日（金）と7日（火）はお祭り広場、白山公園には出せません

4月3日（金）と7日（火）はお祭り広場（下本町地内）と白山公園（中本町地内）が桜まつりで使用されるため使えません。他の場所に古紙と古着を出していただきますようご協力をお願いします。

古紙と古着は廃品回収にも、分別収集にも、古紙と古着の日にも資源として出していただけます。新聞紙や雑誌、段ボール、紙の箱や袋、封筒、パンフレットなどの雑がみや古着をぜひ資源として出していただきますようお願いいたします。



桜まつり期間中は五条川堤防に設置された集積場所の一部が使用できなくなります

桜まつり期間中は五条川堤防上に設置された集積場所の一部を閉鎖しますので、他の場所へ出していただきますようご理解ご協力をお願いします。

●問合先 環境保全課生活環境係（☎38-5808）、または清掃事務所（☎66-5912）まで。

組織・機構改革

4月から「係制」から「グループ制」に変わります

限られた職員の中で、行政が最少の経費で最大の市民サービスを提供するためには、できる限り効果的かつ効率的に職員を配置し、その能力を最大限に発揮することが必要となってきます。そのために、これまでの縦割り組織の弊害を解消し、既存の組織の枠にとらわれない機能重視の機構に改め、行政の総合力の向上を図り、より弾力的、機能的な組織運営を推進するため、4月から「グループ制」を導入します。

●部・課等の統廃合

業務の再編を行い、「9部25課48係」から「7部19課36グループ」になります。

●グループ制の導入

行政改革集中改革プランにより平成22年度の職員数は、369人（平成12年度比101人減）を目標としていましたが、平成21年4月に目標を達成する予定です。

行政サービスを低下させないために「グループ制」を取り入れ、係間の壁を取り払い、組織の硬直化、縦割りの弊害を解消し、職員の意識改革と組織の活性化を進めます。

4月からの担当課等と主な業務は、下記のとおりです。

部 名	課 名	グループ名	場 所	主 な 業 務
総務部	秘書課 (☎38-5801) (☎38-5802)	秘書人事グループ	市役所5階	秘書、渉外、国際交流、平和行政、職員人事・給与・研修、福利厚生
		広報広聴グループ	市役所5階	広報、広聴、市民相談室
	企画財政課 (☎38-5805)	企画グループ	市役所6階	重要施策の企画・調整、総合計画、地域振興、市民活動の支援、国勢調査
		財政グループ	市役所6階	財政計画、予算、財政状況の公表
		情報推進グループ (☎38-5803)	市役所4階	電子情報システム、庁内LAN、電子情報セキュリティ対策
	行政課 (☎38-5804)	行政グループ	市役所6階	条例・規則、情報公開、個人情報保護、行政改革、選挙、財産管理、庁舎管理
		生活安全グループ	市役所6階	交通安全対策、防犯対策
		契約検査グループ (☎38-5800)	市役所3階	工事、物品等の入札・契約
	税務課 (☎38-5806)	課税グループ	市役所2階	市県民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課
		収納グループ	市役所2階	市税（国民健康保険税を含む）の徴収
市民部	市民窓口課 (☎38-5807)	窓口グループ	市役所1階	戸籍、住民票、印鑑登録、外国人登録、交通災害共済、国民年金、人権擁護委員
		保険医療グループ	市役所1階	国民健康保険、福祉医療、後期高齢者医療（長寿医療）
	健康課 (☎37-3511)	健康グループ	保健センター	予防接種、がん検診等
		指導グループ	保健センター	保健指導、母子保健、歯科保健、健康増進事業、生活習慣病予防指導

部 名	課 名	グループ名	場 所	主 な 業 務
市民部	環境保全課 (☎38-5808)	環境グループ	市役所 3 階	し尿、犬の登録、狂犬病予防、公害、環境保全
		廃棄物グループ (☎66-5912)	清掃事務所	ごみの収集・処理・減量・資源化
福祉部	介護福祉課 (☎38-5809) (☎38-5811)	福祉グループ	市役所 1 階	高齢者福祉、障害者福祉
		生活保護グループ	市役所 1 階	生活保護、民生・児童委員
		介護保険グループ	市役所 1 階	介護保険
	児童家庭課 (☎38-5810)	児童グループ	市役所 2 階	児童福祉、保育園、児童館、障害者センター、子ども会
		家庭グループ	市役所 2 階	母子・寡婦・父子福祉、児童手当、家庭児童相談室
建設部	商工農政課 (☎38-5812)	農政グループ	市役所 4 階	農業振興
		商工観光グループ	市役所 4 階	商工業振興、観光
	都市整備課 (☎38-5813) (☎38-5814)	整備グループ	市役所 4 階	道路・水路・橋りょう・公園の整備、再開発、土地改良
		維持グループ	市役所 4 階	道路・水路・橋りょう・公園の維持管理、登記
		計画グループ	市役所 4 階	都市計画、建築、緑化、市営住宅
	上下水道課 (☎38-5815)	上水道グループ (☎38-5816)	市役所 3 階	上水道
		下水道グループ	市役所 3 階	下水道、排水設備
会計課 (☎38-5817)		会計グループ	市役所 1 階	出納、物品の出納・保管
消防本部 (☎37-5333)	総務課	総務グループ	消防庁舎 2 階	消防施設管理、消防団、火災予防、地域防災計画、防災知識の啓発・普及
	消防署	消防第 1 グループ	消防庁舎 1 階	災害の警戒・防ぎよ、救急業務、消防通信業務
		消防第 2 グループ		
		消防第 3 グループ		
教育部	学校教育課 (☎38-5818)	学校教育グループ	市役所 6 階	教育委員会、教育行政、学校施設維持管理、学校給食、就学援助
	生涯学習課 (☎38-5819)	生涯学習グループ	市役所 6 階、公民館 (☎37-0257) 図書館(☎37-6804)	生涯学習、家庭・青少年教育、公民館、図書館、文化財、芸術、文化、音楽
		スポーツグループ (☎66-2222)	総合体育文化センター	体育施設の管理・運営、スポーツの普及・振興
—	議会事務局 (☎38-5820)		市役所 8 階	本会議、委員会、協議会、請願、陳情
—	監査委員事務局 (☎38-5821)		市役所 5 階	監査、決算審査、出納検査

市政の窓

私たちのまちだから私たちの手できれいに アダプトプログラム（公 園・道路等の里親制度 にご参加を！

岩倉市では、自分たちの住むこのまちをきれいにしよう、自分たちの地域に愛着を持ってもらおう、そんな気持ちを持つ市民の皆さんによる、アダプトプログラム（公園・道路等の里親制度）を平成15年から実施しています。

アダプトプログラムとは？

「アダプト」とは英語で、「養子にする」という意味です。つまり、公園・道路等を「里子」と見立てて、市民の皆さんが「里親」となって定期的に空き缶、吸殻等の散乱ごみを収集して環境美化活動を行うというものです。

参加は、子ども会、スポーツ団体、友人グループ等の団体および個人、企業での参加となります。
参加団体等には、市から活動に必

要な道具等を提供します。また、市と活動内容等について、簡単な合意書の交換を行っていただきます。

現在は、市内で30の個人および団体の皆さんが登録され、道路、公園等をきれいにしています。
皆さんの手で自分たちの地域をこみ散乱のない公園・道路等に育ててみませんか。

主な内容

● **清掃美化する区画** ボランティアとなる市民や団体、企業が「里親」として一定区画（公園・道路等）を自分の「里子」とみなし、定期的に清掃し面倒を見ていただきます。身近なところを自分のできる範囲の清掃で結構です。

● **対象** 子ども会、スポーツ団体、友人グループ等の団体および個人、企業

● **活動内容** 公園・道路等の環境美化活動（空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集および除草等）

● **支給物品** ごみ袋、清掃道具、腕章等

● **手続き** 里親を希望される人は、環境保全課に用意してあるアダプトプログラム申込書に必要事項を記入し、提出してください。

● **申込・問合せ先** 環境保全課環境啓発係（☎38・5808）まで。

就学援助制度

岩倉市では、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費・修学旅行費等を援助する就学援助制度を設けています。

● **対象** 生活保護世帯以外の世帯の児童・生徒の保護者で就学援助基準に該当し、かつ、経済的に困りの人

就学援助基準

①生活保護が停止、または廃止された人
②市民税が非課税、または減免された人

③個人事業税、または固定資産税が減免された人

④国民年金保険料の掛金が全額免除、または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された人

⑤児童扶養手当が支給された人（児童手当・特別児童扶養手当受給者は除きます）

⑥生活福祉資金の貸付を受けた人
⑦失業対策事業適格者手帳を持っている日雇労働者、または職業安定所登録日雇労働者

⑧①～⑦に該当されない人で特別な事情で経済的に困りの人

● **問合せ先** 学校教育課庶務係（☎38・5818）まで。

固定資産（土地・家屋） の価格等の縦覧

固定資産税の納税義務者は、市内に所有する自己の固定資産の価格を、縦覧帳簿により市内の他の固定資産

の価格と比較することができます。

●**とき** 4月1日(水)～30日(木)(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

●**ところ** 税務課課税第2係

●**縦覧できる帳簿**

★土地価格等縦覧帳簿(記載事項: 所在・地番・地目・地積・価格)

★家屋価格等縦覧帳簿(記載事項: 所在・地番・家屋番号・種類(用途・構造・床面積・価格)

●**縦覧できる人** 市内に所在する土地または家屋を所有している納税義務者と同居の親族・納税管理人・納税義務者の委任を受けた代理人。なお、縦覧帳簿をご覧になれるのは、所有している土地、または家屋に限られます。

●**持参するもの** 本人であることが証明できるもの、平成20年度の納税通知書(運転免許証等、または4月上旬発送の納税通知書)。

また、代理人が縦覧される場合は、納税義務者と代理人の押印がある委任状(法人の場合は、委任状に代表者印を押印したもの)が必要です。
※縦覧期間中納税義務者は、納税通知書発送後は、無料で固定資産税課税台帳の閲覧ができます。

●**問合先** 税務課課税第2係(☎38・5806)まで。

平成21年度タクシー料金助成券

★高齢者すこやかタクシー

高齢者の日常生活における外出を容易にするため、満85歳以上の人を対象に、タクシー料金助成券をお渡しします。

平成21年度分の助成券(4月1日(水)から利用できます)については、3月30日(月)から交付します。

申請には印鑑をご持参ください。

●**助成額** 1乗車につき、タクシー基本料金と迎車料金(タクシー乗車料金と助成額との差額は利用者の負担となります)

●**交付枚数** 月2枚分の助成券を申請の月から一括交付します。

●**申込・問合先** 生きがい課ふれあい係(☎38・5811)まで。

★リフトタクシー

在宅ねたきりの高齢者や身体障害者が、外出を容易にできるようにタクシー料金助成券をお渡しして、リフトタクシー料金の一部を助成します。

平成21年度分の助成券(4月1日(水)から利用できます)については、

3月30日(月)から交付します。

申請には印鑑をご持参ください。

●**対象者**

・市が認定した在宅ねたきりの人
・在宅で介護保険の要介護状態区分が4、または5に認定された人

・身体障害者手帳1級(体幹および下肢)をお持ちで施設に入所していない人

●**助成額** 1乗車につき乗車料金の半額を助成します(限度額5千円)。

●**交付枚数** 月1枚分の助成券を申請の月から一括交付します。

●**申込・問合先** 生きがい課ふれあい係(☎38・5811)まで。

★心身障害者福祉タクシー

日常生活における外出を容易にするため、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの人(施設に入所されている人は除きます)を対象にタクシー料金助成券をお渡しします。

平成21年度分の助成券(4月1日(水)から利用できます)については、3月30日(月)から交付します。

申請には印鑑をご持参ください。

●**助成額** 1乗車につき、タクシー基本料金と迎車料金(タクシー乗車料金と助成額との差額は利用者の負担となります)

●**交付枚数** 月3枚分のチケットを申請の月から一括交付します。

●**申込・問合先** 福祉課福祉係(☎38・5809)まで。

70歳から74歳の被保険者の一部負担金の負担割合引き上げを凍結します

70歳から74歳の人の医療機関等での一部負担金の負担割合については、2割に引き上げられることになっていましたが、平成20年度については1割負担のまま据え置かれていました。

これが、引き続き平成21年度も1割負担のまま据え置かれることになりました(すでに3割のご負担をいただいている現役並み所得者の人を除く)。

現在「国民健康保険高齢受給者証」の「一部負担金の割合」の欄に「2割(平成21年3月31日までは1割)」と記載されたものをお持ちの人には、平成21年3月下旬に新たな高齢受給者証(一部負担金の割合欄が「1割」と記載されたもの)を送付させていただきます。

●**問合先** 市民窓口課保険医療係(☎38・5807)まで。

固定資産税・都市計画税 平成21年は評価替えの年 です

固定資産税は、1月1日現在（賦課期日）に、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

都市計画税は、市街化区域内に所在する土地と家屋に対して課税され、道路、公園、下水道等の都市計画事業や区画整理事業にかかる費用に充てるための目的税です。

評価替えと課税の仕組み

土地と家屋にかかる固定資産税・都市計画税は、国の固定資産評価基準により評価した価格（評価額）をもとに課税されます。

この評価額は3年に一度見直し（評価替え）を行い、平成21年度はこの評価替えの年にあたり、土地・家屋の評価替えを行います。

1. 土地

土地の評価は、平成20年1月1日現在の地価公示価格の7割をめどに鑑定評価などを活用して評価替えを行い、さらに平成20年7月1日までの地価の動向にも対応して評価額を修正します。

土地についての特例・調整措置

● 住宅用地の特例措置

それぞれの住宅用地区分ごとの評価額に次の特例率（表1）をかけて価格を求め、その範囲内で課税標準額を算出します。

（表1）

区 分	住宅用地特例率	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (200㎡以下)	1/6	1/3
一般住宅用地 (200㎡超の部分)	1/3	2/3

※住宅用地…住宅やアパートなどが住むための建物の敷地となっている土地

● 土地に係る固定資産税の負担調整措置

① 商業地等

(ア)負担水準が70^{パーセント}を超える商業地等については、平成21年度の評価額の70^{パーセント}を課税標準額とします。
(イ)負担水準が60^{パーセント}以上70^{パーセント}以下の商業地等については、前年度の課税標準額に据え置きます。

(ウ)負担水準が60^{パーセント}未満の商業地等については、前年度の課税標準額に平成21年度の評価額の5^{パーセント}を加えた額を課税標準額とします。

ただし、課税標準額が、評価額の60^{パーセント}を上回る場合には60^{パーセント}を課税標準額とし、評価額の20^{パーセント}を下回る場合には20^{パーセント}を課税標準額とします。

② 住宅用地

(ア)負担水準が80^{パーセント}以上の住宅用地については、前年度の課税標準額に据え置きます。

(イ)負担水準が80^{パーセント}未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、平成21年度の評価額に住宅用地特例率（6分の1または3分の1）を乗じて得た額（以下「標準額」）に5^{パーセント}を加えた額を課税標準額とします。

ただし、課税標準額が、本則課税標準額の80^{パーセント}を上回る場合には80^{パーセント}を課税標準額とし、本則課税標準額の20^{パーセント}を下回る場合には20^{パーセント}を課税標準額とします。

※負担水準とは

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成20年度課税標準額}}{\text{平成21年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100(\%)$$

2. 家屋

家屋の評価替えでは、固定資産評価基準が建築物価の動向、工法の変化をもとに改正され、この評価基準により評価額を見直しました。

★ 家屋の価格の算出方法（表2）

（表2）

$$\text{価格（評価額）} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

★再建築価格…評価の対象になった家屋と同じ家屋を建築するものとした場合に必要の建築費

★経年減点補正率…家屋が建築されてからの経過年数に応じて生じる減価を基礎として定めた補正率

★ 新築住宅に対する軽減措置

一定の要件を満たす新築住宅については、固定資産税が一定の期間、2分の1に減額されます。

なお、都市計画税には、この軽減はありません。

① 住宅の種類

専用住宅・共同住宅・併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上の住宅）

② 床面積

50平方メートル以上280平方

以下（共同貸家住宅は40平方メートル以上280平方メートル以下）

※マンション等の区分所有家屋の床面積は「専用部分と持分で比例配分した共有部分（廊下など）の床面積」で判定します。また、賃貸マンション等についても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

③減額される範囲

★専用住宅：120平方メートルまでの部分に相当する税額が2分の1

★併用住宅：居住部分のうち120平方メートルまでの部分に相当する税額が2分の1

④減額される期間

★一般の住宅：新築後3年間

★3階建以上の中高層耐火住宅：新築後5年間

平成21年度家屋の税額の算出方法

平成21年度評価替え後の評価額（課税標準額）に税率を乗じて税額を算出します。

★固定資産税：平成21年度の固定資産税の課税標準額×1・4パーセント（税率）

★都市計画税：平成21年度の都市計画税の課税標準額×0・3パーセント（税率）

納税通知書の発送等

固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月上旬に発送しますので納期限までの納付にご協力ください（表

3のとおり）。

※口座振替を申し込む人、解約する人等は、3月27日（金）までに所定の用紙でお申し込みください。

なお、納税管理人などを設定している人は、記載内容が異なりますので税務課までお問い合わせください。

（表3）

平成21年度の納期と納期限

	納期	納期限
全 期	—	4月30日
第1期	4月	4月30日
第2期	7月	7月31日
第3期	12月	12月28日
第4期	翌年2月	翌年3月1日

※平成21年岩倉市まちづくりカレンダーでお知らせした固定資産税・都市計画税第1期納期に誤りがありました。謹んでお詫びします。

●問合先 税務課課税第2係（☎38・5806）まで。

まちづくり交付金事業 事後評価結果を公表します

まちづくり交付金は、地域の歴史・

文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、平成16年に創設されたものです。

岩倉市では、平成16年度から「岩倉駅東地区」において、「まちづくり交付金」を活用して、（仮称）生涯学習センター・岩倉駅東地下連絡道・長瀬公園などの整備に取り組んできました。

この度、事後評価結果がまとまりましたので、市民の皆さんに公表します。

●公表開始日 3月16日（月）

●公表場所 岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）のほか、都市計画課、市役所1階情報サロンでもご覧いただけます。

●問合先 都市計画課計画係（☎38・5814）まで。

危険物の混入で火災 が発生しました

2月6日（金）、分別収集で集められた小型ごみを回収していた塵芥収集車（じんがいしゅうしゅう）で火災が発生しました。幸い大

に至る前に火は消し止められました。が、集められたごみに混入したライターやスプレー缶、カセットボンベから引火したことが原因と思われる。過去にも同じような火災が発生しています。

スプレー缶、カセットボンベは必ず使い切り、風通しのよいところで穴を開けてから分別収集に出してください。ライターは必ず中身を空にして分別収集の「ライター入れ」に入れてください。

●問合先 環境保全課生活環境係（☎38・5808）、または清掃事務所（☎66・5912）まで。



暮らしのガイド

問合先(岩倉市役所) ☎0587-66-1111(代表)
ふれ愛コールいわくら ☎0587-38-1717
市民の声FAX ☎0587-38-2471
E-mail koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp



3月のロビーコンサート
は、江南市内外で活動している奥村陽子さんをお迎えし、南米のハーブ、アルパの音色をお贈りします。

▼とき 3月22日(日)午前10時30分～11時30分

▼ところ 市役所1階ミニステージ

▼出演者 奥村陽子／アルパ

▼主な曲 コーヒー・ルンバ、カスカード ほか

▼問合先 生涯学習課文化振興係(☎38-5819)

●ロビーコンサート
「南米の風々アルパ」

催し



募集



●平成21年度みどりの家クラブ員

みどりの家では、さまざまなクラブが、多世代交流と親子のふれあいを目的に活動しています。平成21年度に向けての各クラブ会員を次のとおり募集します。

どのクラブも、小学生から大人のみなまで参加いただけます。

▼工作クラブ 毎月第4土曜日 午前10時～11時30分

▼囲碁・将棋クラブ 毎月第1・3土曜日 午後2時～4時

▼活動日 毎月第1・3土曜日 午後2時～4時

▼卓球クラブ 毎月第1・3土曜日 午後2時～4時

▼活動日 毎月第1・3土曜日 午後4時～5時

※スポーツ保険に加入していただきます。

▼申込・問合先 地域交流センターみどりの家(☎6

6・6700)

●子育て家庭優待事業の協賛店舗・施設



岩倉市では、平成21年度から子育て家庭を地域社会全体で支える「子育て家庭優待事業」を実施する予定です。

それに伴い、協賛店舗・施設「はぐみん優待ショップ」を募集します。

子育て家庭優待事業とは、18歳未満の子どもをお持ちの子育て家庭と妊娠中の人々に「はぐみんカード」を配布し、このカードを愛知県、岐阜県、三重県内の協賛店舗・施設である「はぐみん優待ショップ」で提示することにより、お店が独自に設定する商品の割引やサービスなどさまざまな特典が受けられるものです。

協賛店舗のメリット

- ・子育て家庭に優しい店舗として、イメージアップが



はぐみんマスコットキャラクター

期待できます。

- ・広告等でマスコットキャラクターを利用できます。
- ・「はぐみん優待ショップステッカー」を掲示することでPRできます。
- ・市や愛知県のホームページなどで協賛店舗を紹介できます。

特典の一例

- ・商品の割引
- ・スタンプポイント〇倍
- ・子どもへのお菓子プレゼント ほか

▼申込方法 申込書に必要な事項を記入して児童課まで提出してください(申込書は児童課および岩倉市ホームページ(アドレス裏表紙参照)にあります)。

※申し込みをしていただいた協賛店舗・施設に「はぐみん優待ショップステッカー」を配布します。

▼申込期限 第1期:3月31日(火)(ただし、その後も随時募集します)

▼問合先 児童課(☎38-5810)

★3月31日(火)は国民健康保険税第12期の納期限です★

お忘れなく納税してください。口座振替を利用されている人は、預金残高を3月30日(月)までにご確認ください。

▶問合先 市民窓口課保険医療係(☎38-5807)

講座教室



● トレーニング指導・講習会

4月のトレーニング指導

総合体育文化センターのトレーニング室では、専門のインストラクターによる効果的なトレーニング方法や総合的な体力向上のための運動、腰痛や肩こりに関する運動などのトレーニング指導を行います。

▼とき 4月11日(土)・12日(日)・18日(土)・19日(日)午後1時～5時

▼対象 トレーニング室利用登録証をお持ちの人
5月のトレーニング講習会 総合体育文化センターのトレーニング室を利用するために、講習会の受講が必要です。

なお、講習会では一般の人にもトレーニング室を利用されていますのでご了承ください。
▼講習内容 ①オリエンテーション ②器具の説明 ③実

技

▼対象 16歳以上

▼定員 1回の講習につき15人

▼費用 200円

▼申込方法 4月1日(水)から、総合体育文化センタースポーツ課へお申し込みください。

申し込みは、1人につき1人とし、電話での申し込みはできません。

▼申込・問合先 スポーツ課(総合体育文化センター内) 66・2222

月・日 曜日 時間	5月				
	9日	10日	16日	17日	22日
	土	日	土	日	金
10:30～12:00	○	○	○	○	
19:30～21:00					○

相談
その他

● 外国人無料健康相談会

岩倉市国際交流協会では、NPO法人外国人医療センターとの共催で、外国人のための無料健康相談会を行います。外国人であれば、外国人登録の有無、健康保険加入の有無を問いません。相談はボランティアの医師、看護師、保健師、通訳などで行い、秘密は守ります。

▼とき 3月29日(日)午後2時～4時
▼ところ 岩倉団地集会所(東新町釜之口1-1)

▼対象 外国人
▼内容 身体測定、検尿、血圧測定、胸部レントゲン撮影、歯科医師および医師による相談

▼費用 無料
▼問合先 外国人医療センター(☎052・588・7040) 火・木・土曜日午後1時～5時

● 国民健康保険の異動の届け出をお忘れなく

異動の届け出は14日以内に
国民健康保険の異動の届け出をお忘れなく
会社等を退職し、職場の健康保険、共済組合等の健康保険被保険者の資格がなくなったり、被扶養者の認定を取り消されたときは、国民健康保険に加入しなければなりません。また、会社等に就職し、健康保険の被保険者証を受けとったときは、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

このような異動があった場合は、異動の日から14日以内に市民窓口課保険医療係で手続きをしてください。資格取得の届け出が遅れると医療給付を受けていなくても、国民健康保険税は社会保険等の資格がなくなつたときや転入したときまでさかのぼり課税されます。税金は納めても給付は受けれないということにならないためにも早めに届けましょう。

▼問合先 市民窓口課保険医療係(☎38・5807)

こんなとき	必要なもの
取得する場合	
会社等(社会保険)をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、印鑑
転入したとき	印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
出生したとき	国保の被保険者証、母子健康手帳、印鑑
喪失する場合	
会社等(社会保険)に入ったとき	国保の被保険者証、会社等(社会保険)の被保険者証
転出するとき	国保の被保険者証
生活保護を受け始めたとき	国保の被保険者証、保護決定通知書
死亡したとき	国保の被保険者証、印鑑
その他	
退職者医療制度に該当したとき	国保の被保険者証、年金証書(加入月数の確認できるもの)、印鑑
退職者医療制度に該当しなくなったとき	
市内で住所が変わったとき(転居)	国保の被保険者証、印鑑
被保険者の氏名が変わったとき	
世帯主が変わったとき	
世帯の合併、分離をしたとき	
被保険者証をなくしたとき	印鑑、身分証明書(免許証等)

★国民健康保険税はコンビニエンスストアでも納税することができます★

コンビニエンスストアでは納期限後の納税はできませんので、ご注意ください。

▶問合先 市民窓口課保険医療係(☎38・5807)

お気軽にご相談ください

市民相談

市民相談室(☎38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。

なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般相談

▶とき 月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

■法律相談(予約制…定員各6人)

3月25日(水)、4月14日(火)・22日(水) 午後1時～4時

※毎月1日(土、日曜日、祝日、振替休日は順延)午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

■消費生活相談

3月27日(金)、4月6日(月) 午前9時～正午

※消費者トラブル、多重債務問題等に関する相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

■母子・寡婦就業相談

4月3日(金) 午前10時～午後3時30分

■知的障害者相談

4月7日(火) 午後1時～4時

■登記相談

4月8日(水) 午後1時～4時

■不動産相談

4月9日(木) 午後1時～4時

■人権相談

4月10日(金) 午後1時～4時

■行政相談

4月10日(金) 午後1時～4時

■総合福祉相談

4月17日(金) 午後1時～4時

★身体障害者相談 ★戦没者遺族相談

■女性相談

4月21日(火) 午前10時～午後3時30分

■年金相談

4月27日(月) 午前10時～午後3時

●心の相談電話 ☎37-7867

経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

植木鉢やプランターは、身近な緑として、また、美しい街並みとして大切なものです。しかし、道路(側溝も含む)に置いておくと、通行の妨げになります。歩行者がつまづいたり、車がぶつかって事故を起こしたりする

●道路に植木鉢やプランターなどを置かないでください

るなど危険ですので、道路には植木鉢やプランターなど物を置かないようお願いいたします。

▼問合せ 土木課維持管理係(☎38-5813)

●自転車盗難等の被害が多発しています

岩倉市内では、昨年1年間で自動車・自転車などに関連する被害が多発しました。特に自動車盗が58件、

オートバイ盗が42件、自転車盗が325件の被害がありました。皆さんも被害を防止するために次のことに心がけましょう。

- ①エンジンキーは必ず抜きましよう
- ②自動車盗難防止に有効な電子キー「イモビライザー」を装着しましょう
- ③警報機・ハンドルロックなど防犯装置を複数組み合わせましょう
- ④自転車の施錠はツーロックにしましょう

また、不審な人や車を見



かけたときは、すぐに110番通報するようにしてください。

▼問合せ 江南警察署生活安全課(☎56-0110)

入札結果

(2月5日～12日)

工事名等	工事場所等	契約業者名	契約金額(円)	期 間
公民館防水工事	昭和町二丁目17番地	(株)寺島塗装店	2,299,500	2/10～3/10
北小学校非常放送設備改修工事	本町南新溝廻間2番地	(株)東電	2,362,500	2/10～3/19
配水管布設替工事(申込20-10号)	稲荷町地内	伊藤水道工業(株)岩倉支店	2,835,000	2/10～3/13
生田橋改築工事(道路改良)	大山寺町地内	(株)大崎工務店岩倉支店	3,150,000	2/10～3/30
五条川小学校プール改修工事	神野町郷浦18番地	(株)丹羽組	13,230,000	2/10～3/19
舗装修繕工事	大市場町外2地内	(株)松本工務店	4,200,000	2/17～3/30

★3月31日(火)は介護保険料第12期の納期限です★

お忘れなく納付してください。口座振替を利用されている人は、預金残高を3月30日(月)までにご確認ください。

▶問合せ 生きがい課介護保険係(☎38-5811)

Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー

Consulta de Saúde Médica Gratuita aos Estrangeiros

外国人無料健康相談会

A Associação Internacional de Intercâmbio da Cidade de Iwakura (Iwakura-shi Kokusai Koryukai) em conjunto com a NPO Centro de Atendimento Médico para Estrangeiros (Hojin Gaikokujin Iryo Center) realizarão gratuitamente consultas de saúde médica aos estrangeiros. Serão atendidos pessoas de nacionalidade estrangeira, portadores ou não de carteira de estrangeiro (gaikokujin toroku) ou da caderneta do seguro de saúde (kenko hoken). As consultas serão realizadas por voluntários como médicos, enfermeiros, assistentes de saúde e tradutores e o atendimento será mantido em sigilo.

▼Data 29 de Março (dom) das 14:00 às 16:00 hs

▼Local Iwakura Danchi Shukaijo (Higashi Shinmachi Kamanoguchi 1-1)

▼Beneficiários Estrangeiros

▼Conteúdo Medição corporal (altura, peso, etc), Exame de urina, Exame de pressão sanguínea, Raio-X do pulmão, Consulta dentária, Consulta médica.

No período do Festival das Cerejeiras (Sakura Matsuri) o local e dia da coleta de lixo classificado e da coleta de papel velho e roupas usadas sera alterado.

桜まつり期間中は分別収集と古紙と古着の日の実施場所等が変更されます

No período do Sakura Matsuri o recolhimento do lixo classificado do bairro de Yatsurugi-cho no dia 07/04 (ter) sera alterado do Kenei Jutaku Atochi para Yatsurugi Iko no Hiroba (Area de descanso Yatsurugui), e o recolhimento sera realizado somente no período da manhã.

No dia 07/04 (ter) não podera usar o local de recolhimento do lixo classificado Kenei Jutaku Atochi do bairro de Yatsurugi-cho devido a utilização do mesmo no Sakura Matsuri. Por este motivo sera alterado o local do Kenei Jutaku Atochi para o Yatsurugi Iko no Hiroba, contamos com a sua compreensão e a colaboração em jogar o lixo somente no período da manhã no local alterado.

No período do Sakura Matsuri de 3 de abril(sex) à 7 de abril (ter) não

poderá jogar o lixo no Omatsuri Hiroba e no Hakusan Koen.

桜まつり期間中の4月3日(金)と4月7日(火)はお祭り広場、白山公園には出せません

Não podera usar o Omatsuri Hiroba (Shimo Honmachi nai) e o Hakusan Koen (Naka Hom Machi nai) pois será utilizado no Sakura Matsuri. Solicitamos a sua compreensão e a colaboração em jogar o lixo de papéis velhos e roupas usadas em outro local.

Papéis velhos e roupas usadas podem ser colocados como recurso natural na Coleta de material descartável, Recolhimento de lixo classificado ou no Dia de Papel velho e Roupas usadas. Solicitamos a sua colaboração em colocar para recolhimento como recursos naturais jornais, revistas, caixas de papelão, sacolas e caixas de papéis, envelopes, panfletos, papéis velhos e roupas usadas.

Na época do Sakura Matsuri não podera utilizar uma parte do local de recolhimento de lixo instalado as margens do Rio Gojo. Na época do Sakura Matsuri uma parte dos locais de recolhimento de lixo instalados as margens do Rio Gojo serão desativados, e vimos por meio desta solicitar a compreensão e a colaboração para colocar o lixo em outros locais de recolhimento.

Dia da coleta do lixo reciclável

分別収集の日

17/03(ter)•Nakahon Machi•Higashi Machi•Nakano Cho•Suzui Cho

24/03(ter)•Izumi Cho•Saichi Cho•Hon Machi•Miyamae Cho•Sakaemachi 1 Chome

27/03(sex)•ShimohonMachi•ShowaMachi•AsahiMachi•Sakaemachi 2 Chome•ShinyanagiCho

Dia da coleta de papel velho e roupa usada

Dia da coleta de papel velho e roupa usada

古紙と古着の日

17/03(ter)•Yatsurugi Cho•Kamino Cho•Ishibotoke Cho

24/03(ter)•Daichi Cho•Daichi Shin Machi•Chuo Cho•Kawai Cho•Kitajima Cho•Noyori Cho

27/03(sex)•SonoCho•TaisanjiCho•TaisanjimotoMachi•TaisanjihonMachi•GojoCho•DaiichibaCho

●Informações (☎38-5807)

Disponível intérprete em português

妊婦健康診査

妊娠かなと思われたときは、産婦人科を受診し医師の診断を受けましょう。また、少なくとも毎月1回（妊娠24週（第7月）以降には2回以上、さらに妊娠36週（第10月）以降は毎週1回）健康診査をきちんと受けて、胎児の育ちぐあいや、血圧・尿などの状態をみてもらいましょう。なお、保健センターで母子健康手帳と妊婦健康診査受診票をお渡ししています。なお、助産院で妊婦健康診査を受けられる人は、保健センターにご相談ください。

一般不妊治療費の助成

不妊治療を受けている人の治療費の一部を助成します。助成の対象は平成21年3月1日以降の診療分からで、一般不妊治療（人工授精・検査を含む）です。助成額は自己負担額の2分の1で1年度あたり5万円を上限として通算2年間です。所得制限があります。申請窓口は保健センターです。なお、平成21年度分（平成21年3月から平成22年2月診療分）の申請期限は、平成22年3月31日です。岩倉市のホームページ（アドレス裏表紙参照）にも掲載してあります。詳しくは、お問い合わせください。

成人



保健センターを利用されるときは、健康手帳をお持ちください。健康手帳の交付は随時行っています。

内 容	と き		と ころ	対 象	備 考
	日	時 間			
健康チェックの日	第1・3水曜日 (祝日除く)	9:00～11:00	保健センター	一般成人	持ち物…健康手帳 内容…保健師による健康相談（健診結果の相談、生活習慣病予防の相談、心の健康相談等）、血圧測定、体脂肪測定、尿検査、禁煙指導 ※栄養士による栄養改善指導(予約が必要です)
歯の健康相談	第1・3水曜日 (祝日除く)	9:00～11:00	保健センター		持ち物…普段使っている歯ブラシ 内容…歯科衛生士による歯科相談、ブラッシング指導、歯こう染め出し、歯みがき圧測定、口腔機能の向上指導、口臭測定 ※予約が必要です。
いきいきウォーキング	毎月第2・4水曜日 (祝日除く、雨天中止) 毎月第1・3木曜日 (祝日除く、雨天中止)	9:00～10:00 (集合時間9:00)	八剱憩いの広場 下本町お祭り広場		持ち物…水分補給用の飲み物、帽子、タオル 内容…準備運動、五条川沿いのウォーキング、整理運動 ※歩く距離と速さは自分のペースで調整できます。

予防接種



朝の体温を測り母子健康手帳をお忘れなくご持参ください（母子健康手帳がないと受付できません）。予防接種は、はしか、水ぼうそうなどの病気が治ってから、1か月は接種できません。

内 容	と き		対 象	接種時期・備考
	日	受 付		
B C G	8 日 (水)	13:00 ～14:00	3 か月～ 6 か月未満	1 回接種 ※接種期間が短いので、3 か月を過ぎたら最初に受けましょう。
	2 4 日 (金)			
ポリオ	1 0 日 (金)	13:00 ～14:00	3 か月～ 7 歳 6 か月未満	4 1 日以上の間隔をあけて 2 回飲む
	1 5 日 (水)			
	2 0 日 (月)			
	2 3 日 (木)			
	2 8 日 (火)			

乳幼児または小学生でやむを得ない事情で保護者が同伴できない場合は、お子さんの健康状態のわかった親族等の同伴が可能です。その場合保護者の委任状が必要となりますので、事前に保健センターへ取りにお越しください。

■三種混合・・・医療機関での個別接種（無料）

BCGの時に予診票をお渡しします。

平成19年12月以前の生まれの人、転入された人は、予診票をお渡ししますので、母子健康手帳を持参のうえ保健センターへお越しください。

■麻しん・風しん（混合）・・・医療機関での個別接種（無料）

対象者 ★第1期…1歳～2歳未満 ※1歳の誕生日に対象者に個別に通知します。

★第2期…5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児）の人で小学校就学前年度の間

★第3期…中学校1年生に相当する年齢の人 ※第2・3・4期は対象者に個別に通知をします。

★第4期…高校3年生に相当する年齢の人 ※第3・4期は平成24年度までの5年間のみ実施

接種方法・届いた通知または予診票を持って、指定の医療機関で予約してから個別に接種(無料)してください。

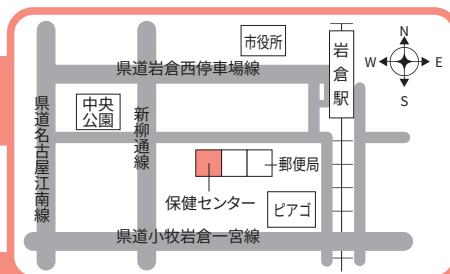
持 ち 物・母子健康手帳・通知はがき、または予診票・健康保険証

1歳の誕生日を過ぎてから転入された人は、母子健康手帳を持参のうえ保健センターへお越しください。

4月の保健センター案内

保健センターでは、保健師等による育児や健康に関する電話相談(☎66-7300)を土・日曜日、祝日を除く毎日(9:00~12:00、13:00~16:00)行っています。

子どもとお母さん



保健センターを利用されるときは、母子健康手帳をお持ちください。

●問合先 ☎37-3511

駐車場が少ないため、車でのお越しは、なるべくご遠慮ください。各健診の所要時間は90分~120分です。

内 容	と き			対 象	備 考
	日	時 間	受 付		
母子健康手帳 交付	毎週木曜日 (祝日除く)	10:00~	9:45 ~11:00 (初産の人は10時まで に受付)	妊婦	持ち物…妊娠届出書 内容…妊娠中の過ごし方と母子健康手帳の使い方、出産後の手続き等についての話 ※初産の人は、10:00~11:00までお話を聞いていただいています。ご都合のつかない人は電話でご連絡ください。
母親教室 ~みんなで安心ブ レママ交流会~	第1回 6日(月)	13:30 ~15:30	13:15 ~13:30	妊婦 (夫の参加も可)	内容…講義「妊婦のための食事バランスガイド」、妊婦同士の交流会
	第2回13日(月)				内容…お産&子育て安心講座、先輩ママとの交流会
妊婦歯科 健康診査	22日(水)	13:30 ~15:30	◎時間予約制	妊婦	申込…3月17日(火)から保健センター(電話可) 内容…歯科健診、RDテスト(虫歯菌の検査)、歯こう染め出し、ブラッシング指導
乳幼児 健康相談	6日(月)	9:00~	9:00 ~11:00	乳幼児	内容…保健師・栄養士等による身体計測、栄養相談、育児相談、助産師による母乳相談(母乳相談は要予約)※定期測定にもご利用ください。
こどもの 発達相談	20日(月)	9:00 ~11:00	◎時間予約制	乳幼児	内容…保健師・作業療法士等による身体やことばの発達相談 ※要予約
4か月児 健康診査	21日(火)	13:00~	13:00 ~14:00	平成20年 12月生まれ	内容…診察、発達チェック、身体計測、育児の話など
これからはじめ る離乳食教室	7日(火)	10:00 ~11:30	9:45 ~10:00	4~6か月児の 保護者	持ち物…おんぶひも(持っていない人はだっこひも)、エプロン 内容…離乳食のはじめ方、調理実習、試食
すくすく 育児教室	21日(火)	10:00 ~11:00	9:45 ~10:00	8~10か月児	内容…絵本の読み聞かせ、育児・栄養・歯のお手入れの話、身体計測(希望者)
かみかみ 歯ピカ教室	13日(月)	10:00 ~11:30	9:45 ~10:00	1歳~ 1歳6か月児 (定員15組)	申込…3月16日(月)から保健センター(電話可) 持ち物…子ども用歯ブラシ、コップ、エプロン 内容…幼児食と歯の話、歯こう染め出し、ブラッシング指導
1歳6か月児 健康診査	7日(火)	13:00~	13:00 ~14:00	平成19年 9月生まれ	持ち物…子ども用歯ブラシ 内容…診察、歯科健診、発達チェック、身体計測、遊び指導、栄養相談、育児相談、フッ化物塗布など ※歯をみがいてきてください。
2歳児歯科 健康診査	27日(月)	13:00~	13:00 ~13:40	平成19年 4月生まれ	持ち物…子ども用歯ブラシ、コップ、エプロン 内容…歯科健診、歯こう染め出し、ブラッシング指導、フッ化物塗布、食生活指導
3歳児 健康診査	14日(火)	13:00~	13:00 ~14:00	平成18年 4月生まれ	持ち物…保健センターからお送りするアンケート用紙、子ども用歯ブラシ 内容…診察、歯科健診、発達チェック、身体計測、栄養相談、育児相談、視覚聴覚検査、尿検査(会場で採尿)、フッ化物塗布など ※歯をみがいてきてください。
ツインズ マザー交流会	28日(火)	10:30 ~11:30	—	双胎・多胎の妊婦 双児・多児の親子	内容…情報交換、交流会
※なかよし広場	24日(金)	10:30 ~11:30	—	3か月以上1歳未 満の第1子の親子	持ち物…バスタオル 内容…赤ちゃん体操、情報交換、交流会
※くまっランド	17日(金)				

※なかよし広場の会場は第四児童館、くまっランドの会場は第六児童館です。

●フッ化物塗布について

1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査では、希望されるお子さんにフッ化物塗布を行います。事前に歯みがきをしてお越しください。また、塗布後30分は飲食ができないので、塗布前に水分補給ができるようにお茶などをお持ちください。

「岩倉を元気にしたい！」その思いでさまざまな活動をしている千原真知子さんに2ndLifeを伺いました。

千原さんは平成13年まで、会社に勤めていましたが、お母さんがご病気になり看護のために退職されました。働いている当時は男性ばかりの職場で数少ない女性として活躍をし、後から続く女性へ道を開いたそうです。

五条川桜

働いているときから市政へ強い関心を持ち、個人情報保護審議会に参加され、その後も行政改革検証委員会や岩倉市補助金検討委員会等、多くの委員会に参加されてきました。

男女共同参画のセミナーで、デモンストレーショ



東町

千原真知子さん(59歳)

ンとして行われた鳴子踊りを見て、踊っている人たちの元気でにやかな表情に感動し、「これだ!」と思われたそうです。「鳴子踊りなら小さな子どもからお年寄りまで参加できる、これを岩倉でもやる」と決意されたそうです。

一市民が、団体を立ち上げるにはどうすればいいか分からず、ど真ん中祭りに参加している団体に話を聞き、協賛を得るために市内の企業も回られたそうです。そうした熱心な活動が実を結び、踊るための曲を提供してもらい、振り付けしてもらい、気が付けばわずか8か月で「五条川桜」を立ち上げたそうです。そして、その熱意と勢いで翌年にはど真ん中祭りにも参加されました。

千原さんご自身も体調を崩され、もう鳴子踊りには参加していませんが、「いつか市内でパレードができるといいね、大きなイベントを行って岩倉を活性化したいね」という思いは今も引き継がれています。

動から静へ

鳴子踊りをしていたころに、参加されていた方から書を習うようになり、今度は先生の名前から「えんの会」を立ち上げました。そのうちに1度、お習字カフェをやろうというのが始まりで、「空いた時間を楽しみたい、楽しむことを目指して」という



►えんの会の活動の様子

気持ち伝わり、参加者も増えているそうです。自由に書きたいものを書く、本当に好きな人だけが集まればいいと活動が続けています。今年、千原さんご自身が60歳を迎えられるということもあり、60点の作品を用意して、市民ギャラリーに展示することを目指して活動しています。

これからも

岩倉がシャッターの閉まったお店ばかりになってしまふのは悲しい。なんとか岩倉を元気にしたいという気持ちで活動し続けている千原さん。もともと絵を描くことが好きで頭にいろいろなアイデアが浮かぶそうです。「そんなアイデアを自分でやりきり、その中にいろんな人を巻き込み、その人たちの才能を活かしたい」と元氣な笑顔で語ってくれました。



◀市民文化祭での展示



温

五条川小学校2分の1成人式 かな雰囲気

2月20日、五条川小学校で2分の1成人式が行われました。これは20歳の2分の1である10歳を迎える4年生が、成人に向けて夢や希望をふくらませようといわれています。剣道や空手、リコーダー等での合奏などのさまざまな催しが行われ、練習の成果を披露したり、「10才の決意」と将来の夢をみんなの前で発表しました。最後には子どもたちが普段お世話になっている大人と日ごろの感謝の気持ちをこめた手紙を交換し合い、会場は終始、温かな雰囲気に包まれていました。



皆

第11回岩倉市音楽連盟わくわくコンサート さんと一緒に

2月8日、総合体育文化センター多目的ホールで第11回岩倉市音楽連盟わくわくコンサートが行われました。

今年は、民謡部門3団体と太鼓友の会、新規に加盟した邦楽アンサンブル琴音が晴れの舞台で日ごろの練習の成果を披露しました。

コンサートの最後には訪れた皆さんと一緒に花笠音頭を合唱し、観客と出演者が一体となって会場は大いに盛り上がりました。

広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。

つ

自動体外式除細動器(AED)講習会 ながる命



2月12日、消防署2階で自動体外式除細動器(AED)講習会が行われました。

講習用のビデオと江南保健所職員からの説明を受けながら、意識のない急病の人を発見してから救急車が到着するまでの救命処置の方法を本番さながらに実習しました。

参加者の13人は、心臓が停止した状態が続くと分刻みで救命率が下がることを聞き、迅速な心臓マッサージやAEDの操作を学び、自分たちの積極的な行動でつながる命があることを再認識しました。

●申込先 企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。

3月のカレンダー

16	月		24	火	分別収集／泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目 古紙と古着の日／大地町・大地新町・中央町・川井町・北島町・野寄町
17	火	★すくすく育児教室 ★4か月児健康診査 分別収集／中本町・東町・中野町・鈴井町 古紙と古着の日／八剱町・神野町・石仏町	25	水	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
18	水	★健康チェック ★BCG 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道	26	木	★母子健康手帳の交付
19	木	★母子健康手帳の交付	27	金	分別収集／下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町 古紙と古着の日／曾野町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町
20	金	春分の日 ㊤休日急病診療（向井研 いわくら耳鼻咽喉科） ※市役所市民スペースはお休みです。	28	土	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
21	土	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道	29	日	㊤休日急病診療（長谷川義夫 長谷川外科）
22	日	㊤休日急病診療（寺澤正恭 寺澤内科小児科）	30	月	
23	月	★2歳児歯科健康診査	31	火	

★印は、保健センターで行います。
休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。
※毎週金曜日（祝日除く）は、市民窓口課の証明発行業務を午後7時まで延長しています。

救急医療情報センター
☎0586-72-1133

㊤休日急病診療所
☎66-4708

受付 9:00～11:30
13:00～16:30

消防テレホンサービス
☎38-3119

岩倉市の人口／48,972人（+8人）
男性／24,343人（+13人）
女性／24,629人（-5人）
世帯数／20,481世帯（+15世帯）
（2月1日現在、（ ）内は前月1日現在との比較）

●発行／岩倉市役所
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
☎0587-66-1111（代表） ☎0587-66-6100
●編集／総務部企画課広報広聴係
●毎月2回 1日・15日発行
●岩倉市ホームページアドレス
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>
●岩倉市Eメールアドレス（代表）
koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp

ふわあい ファミリー



おお なか まい か
大仲 舞果ちゃん
（0歳）

●お父さん・お母さんの一言
元気いっぱいやさしい子に
育ててね。



た なか ゆ い
田中 佑衣ちゃん
（0歳）

●お父さん・お母さんの一言
これからも元気に大きくなっ
てね。一緒にたくさん遊ぼうね。

★掲載のお申し込みは企画課広報広聴係（☎38-5802）まで。



この印刷は環境にやさしい大豆インキを使
用しています。
この紙は環境を配慮し、再生紙を使用しています。